

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

● 行刑運営の透明性の確保

刑事施設に民間人からなる**刑事施設監視委員会**を設置（視察・被収容者との面接の権限を明記）

● 被収容者の権利義務・職員の権限の明確化

- ・宗教上の行為、書籍や新聞などの閲覧の権利保障と制限要件の明確化など
- ・規律秩序の維持のための措置（身体検査、手錠等の使用、隔離・保護室収容）の要件の明確化
- ・懲罰の要件の明確化と科罰手続の整備（事前告知・弁解の機会の付与など）

● 受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実

- ・矯正処遇として、作業のほか、改善指導・教科指導を規定
 - ・処遇の個別化、処遇要領に基づく計画的処遇、専門的知識の活用
 - ・制限の緩和、優遇措置の導入
 - ・外部通勤作業、外出・外泊の制度の導入
- ◆ 監獄法では作業のみ

● 被収容者の生活水準の保障

- ・衣類・食事などの給貸与、自弁物品の使用の範囲・要件を明確化
- ・適切な保健衛生上・医療上の措置

● 外部交通の保障・拡充

◆ 監獄法では「在監者ニ接見セントヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス」

- ・面会・信書の発受を一定の範囲で保障（制限要件を明確化）
- ・電話による通信を許容（受刑者のみ）

● 不服申立制度の整備

◆ 監獄法では請願の一種である情願のみ

- ・刑事施設の長による一定の措置について、審査の申請の制度を創設
- ・職員の暴行などについて、事実の申告の制度を創設
- ・刑事施設の職員による処遇全般について、苦情の申出の制度を創設

- × 被収容者の権利義務関係・職員の権限が不明確
- × 受刑者処遇の原則やその内容・方法が不十分
- × 代用監獄に関する規定が不十分
- × 大量の訓令通達などで法律の不十分さを補完
- × カタカナ表記の文語体

受刑者

未決拘禁者・死刑確定者

刑事施設及び受刑者の 処遇等に関する法律

(H18.5.24 施行)

刑事施設ニ於ケル刑事被告人 ノ収容等ニ関スル法律

明治時代に取り残されたまま

受刑者の処遇との間で
不合理な法律上の格差

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する 法律の一部を改正する法律

(H19.6.1 施行)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

- ・設置根拠を規定
- ・留置施設への代替収容に関する規定
- ・留置施設監視委員会を設置
- ・被留置者の処遇に関する規定の整備

明治41年に制定された監獄法は、被収容者の権利義務関係や職員の権限が法律上明確にされていないなど、今日では極めて不十分な内容となっていましたが、同法が規定する事項のうち、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項並びに受刑者の処遇に関する事項については、平成17年5月、[刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律](#)が制定され、平成18年5月24日に施行されたところです。

他方、受刑者以外の被収容者については、監獄法の題名を改めた**刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律**により規定されたままであり、また、受刑者の処遇との間で不合理な法律上の格差が生じることとなっていたことなどから、平成18年の通常国会に刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、同法律案は平成18年6月2日に可決・成立しました。この法律は、平成19年6月1日に施行され、[刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律](#)の題名が**刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律**に改められるとともに、監獄法の全面改正がなされることとなりました（改正の主な項目は上記をごらんください。）。